

## 令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - ㉙ )

施策名	目標 6-3 国際協調による取組									担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室			
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。									政策評価実施予定期	令和 7年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。									政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)													
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	—	—	11物質	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。		
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	—	—	—	—	—	16	—	—	—	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和6年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。		
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	—	—	—	—	170	160	160	80	80	—	—	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類が必要な物質数の目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。		

達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	国際協調による化学物質対策事業(仮称) (平成10年度)	1, 2, 3	004936	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—		
(2)	—	—	—	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—		
(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—		
(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)															
		(判断根拠)															
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																
次期目標等への反映の方向性		【施策】 【測定指標】															
学識経験を有する者の知見の活用					SDGs目標との関係				【主な目標】		【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																	